

資格審査委員会

BTU 資格審査委員会規則を制定する。

(設置)

第一条 BTU に、適正かつ円滑な資格試験の実施を図るために、BTU 資格審査委員会を(以下「委員会」という)を置く。

(所掌事項)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 資格審査の基本方針に関する事項。
- (2) 資格取得に関する共通事項
- (3) 資格試験の実施に関する事項
- (4) 資格試験に関する事務の重要事項
- (5) 資格更新に関する事項
- (6) 資格試験の実施内容に関する事項

(組織)

第三条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) BTU 代表 (以下「代表」という)
- (2) 学科課程委員、講師から代表が選出した者
- (3) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第四条 各委員の任期は、8月1日から翌年7月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、代表をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に委員長が命じた副委員長を置く。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が出席できない場合は、その職務を代行する。

(会議)

第六条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は教学部において処理する。

(秘密保持)

第九条 委員会の審査内容は、他に漏らしてはならない。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

1 この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

以下、資格試験実施要綱。

BTU の各資格試験の実施について、以下のとおり定める

(1) ストレスケア・カウンセラー資格試験について

- 1 筆記試験、実技試験（アローバランスグラフ測定・ホメオストレッチ技術）、課題レポートを実施する
- 2 実技試験担当者は、代表が指名した講師で実施する

(2) 認定ストレスケア・トレーナー養成科入学試験

- 1 筆記試験、課題レポートを実施する

(3) 認定ストレスケア・トレーナー資格取得試験

- 1 認定ストレスケア・トレーナー資格取得要領に沿って実施する
- 2 試験担当者は、代表が指名した講師で実施する
- 3 受験者に対して、基本的に 2 名の試験担当者を充てる
- 4 試験結果は、資格試験委員会によって審査され、合否を決定する

(4) 講師資格者入学試験

- 1 面接試験、課題レポートを実施する

(5) 講師資格試験

- 1 講師資格取得要領に沿って実施する
- 2 試験担当者は、代表が指名した講師で実施する
- 3 受験者に対して、基本的に 2 名の試験担当者を充てる
- 4 試験結果は、資格試験委員会によって審査され、合否を決定する